

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

▼タイトル

高島市議会政治倫理審査会の審査結果報告について

▼概 要

令和 6 年 7 月 1 2 日に請求がありました政治倫理基準等違反審査について、令和 6 年 1 2 月 1 9 日に高島市議会政治倫理審査会から議長に審査結果の報告がありました。審査結果報告書は、別添のとおりです。

なお、同報告書の内容を高島市議会ホームページで公表します。

▼問い合わせ先

○所 属： 議会事務局

○電話番号：0740（25）8140

○ファックス：0740（25）8146

令和6年12月19日

高島市議会議長 廣本 昌久 様

高島市議会政治倫理審査会
委員長 山口 智之

審査結果報告書

令和6年8月9日付けで付託を受けた審査請求について審査した結果を、高島市議会議員政治倫理条例第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 審査請求の対象となる議員

今城 克啓 議員 （当該議員は、令和6年7月19日で辞職）

2 審査請求の年月日

令和6年7月12日（受理：令和6年7月16日）

3 審査請求の事案の内容

令和6年5月10日に福井市長が廣本議長に対して行った「市議会議員の職員に対する行為等に関する申し入れ」により、令和6年3月13日（水）産業建設常任委員会の暫時休憩中および委員会終了後の議会事務局事務室において、今城克啓議員が議会事務局職員に対して複数回にわたり暴言を吐くとともに、職員に厳しく詰め寄り、強い口調で詰問したほか、感情的に大きな声で怒鳴るなどの行為が適示された。

4 審査請求の理由

本件事案は、労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）に抵触するとするものと考えられ、高島市議会議員政治倫理条例第3条第7号に違反する疑いがあることから、事実確認調査を行い、その結果に基づき厳正な措置を求めるものであり、高島市長から提出された文書（令和6年5月10日付け、高人事第44号）を、同

条例第3条に違反する疑いがあることを証する書類として添え、同条例第6条の規定に基づき審査を請求する。

5 審査の結果

(1) 結論

審査請求の事案は、高島市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第7号に規定する政治倫理基準に違反する行為があったと認められる。

なお、審査の経過並びに審査請求者および高島市議会政治倫理審査会委員の意見等については、別紙のとおりである。

(2) 審査対象について

今城克啓議員（以下「審査対象議員」という。）は、本件審査請求が令和6年7月12日に行われ、その後の令和6年7月19日付けで辞職されている。

高島市議会では、審査対象議員が辞職した後であっても、条例第7条第2項第1号の「第3条の規定に違反する行為の有無」については、審査が可能であると判断され、本審査会に審査の付託が行われているが、本審査会においても、改めて審査請求時以降に辞職された議員を審査対象とすることができるのか否かについて検討した。

本件事案は、審査対象議員の在職中に起こったものであり、条例には、辞職された場合に調査が進められなくなるとの規定もなく、実質的な部分で、審査会が設置されたら、辞めてしまえばそれで調査が終わるのであれば、条例の目的に反することになる。また、請求時以降に発生した事象によって、請求要件の判断をしてしまうと審査会の安定が損なわれる。

条例の「審査対象となった議員」という規定であるが、これは行為があった時に議員だったものを対象にしていると解釈できる。

よって、審査対象議員は、審査請求時以降に辞職されているが、条例第7条第2項第1号の「第3条の規定に違反する行為の有無」については審査対象とすることができると判断した。

(3) 認定した事実

関係者からの意見聴取の結果、次の3点について事実認定した。

- ① 令和6年3月13日に産業建設常任委員会（以下「産建委員会」という。）が議場で開催されており、その会議中において、議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）の「答えになってない。」という発言が、答弁中の審査対象議員に聞こえたことに対して、審査対象議員から「何で、答えになってないねん。何、言ってるん。」との発言があったこと。
- ② 産建委員会の暫時休憩中に議場において、審査対象議員が事務局職員に対し、委員会開催中における事務局職員の上記①の発言について、数分程度、答弁の邪

魔をした旨の抗議をしたこと。

- ③ 産建委員会の終了後に、審査対象議員が議会事務局事務室に入室し、事務局職員に対して、5分程度、当該職員以外の事務局職員がその場に居合わせている状況の中、委員会開催中における事務局職員の上記①の発言について、再び興奮した様子で繰り返し抗議したこと。

(4) 認定した事実に対する評価

上記、審査対象議員の行為につき、条例第3条第7号の規定するパワーハラスメントに該当するか否かにつき採決を取ったところ、委員長以外の委員（※委員長は採決に加わらない。）6人中5人の賛成があったことから、審査対象議員の行為はパワーハラスメントに該当すると判断した。

各委員の判断について意見の要旨は別紙のとおりである。

(5) 附帯意見

高島市議会における再発防止の観点から、各議員は、改めて条例および規則の内容を十分理解し、規定を遵守されるよう求めるとともに、自ら襟を正し市民から疑念を抱かれるような行動を慎み、さらに高い倫理観を持って行動されることを強く望むものである。ハラスメント発生の要因は、行為者個人の問題にとどまらず、組織的、構造的な問題が背景にあることがある。高島市議会全体としても責任を自覚し再発防止の措置を講ずるよう望むものである。

このため、高島市議会には、次の2点を検討されたい。

- ① 議員と職員の関係性についての認識やパワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントに何が、どういった場合が該当するかなど、より具体的なハラスメントに関しての研修の実施
- ② ハラスメント対策マニュアル等の策定等ハラスメントが発生した場合にスピーディーに対応ができる体制づくり

6 講じるべき措置の内容

審査対象議員が辞職されていることから、条例第12条第2項に規定されている議員を対象とする「議長が講じるべき措置」についての意見は付さないものとする。

1 審査会の設置

令和6年7月12日に、澤本長俊議員、藍原章議員、中川あゆこ議員の連署をもって、高島市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第6条の規定による政治倫理基準等違反審査請求書（以下「審査請求書」という。）が提出された。（審査請求代表者は、澤本長俊議員）

廣本昌久議長は、審査請求書を令和6年7月16日に受理し、条例に基づく審査の請求があったことを同日付けで、議会運営委員会に報告を行った。

なお、高島市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、条例第8条第2項の規定により、議員3人、学識経験者2人、選挙権を有する者2人の計7人を審査会の委員（以下「委員」という。）で組織することが規定されており、学識経験者については、令和6年7月16日付けで滋賀弁護士会に推薦を依頼し、8月6日付けで推薦（8月9日に受付）があったため、令和6年8月9日付けで、指名、委嘱を行い、同日付けで審査会を設置し当該事案について審査を付託した。

審査会委員（令和6年8月9日時点）

	氏名
高島市議会議員（至誠会）	河越 安実治
高島市議会議員（みどりの未来：副議長）	早川 康生
高島市議会議員（無所属）	板持 文子
弁護士（滋賀弁護士会推薦）	山口 智之
弁護士（滋賀弁護士会推薦）	雪谷 真里奈
高島市人権擁護委員	伊庭 郁夫
元高島市議会議員	前川 勉

令和6年9月27日に板持文子委員が一身上の都合により、委員を辞任されたため、廣本昌久議長は、同日付けで、磯部亜希議員を委員に指名した。

審査会委員（令和6年9月27日以降）

	氏名
高島市議会議員（至誠会）	河越 安実治
高島市議会議員（真志会）	磯部 亜希
高島市議会議員（みどりの未来：副議長）	早川 康生
弁護士（滋賀弁護士会推薦）	山口 智之
弁護士（滋賀弁護士会推薦）	雪谷 真里奈
高島市人権擁護委員	伊庭 郁夫
元高島市議会議員	前川 勉

2 審査の経過

【第1回審査会】（令和6年9月26日開催／委員全員出席／公開）

- ・廣本昌久議長の議事進行のもと、各委員から自己紹介後、事務局から条例および規則の規定内容の説明を行った。
- ・審査会の委員長に山口智之委員が、副委員長に早川康生委員が選出された。
- ・山口智之委員長（以下「委員長」という。）の議事進行により、事務局より審査請求の概要説明の後、審査請求内容の確認を行った。
- ・審査請求者から審査請求書に沿って、審査請求に至った経緯の説明を受け、質疑を行った。
- ・審査会で必要となる資料については、会議終了後に委員長の確認を受け、委員への配付指示があった資料を速やかに配ることとなった。
- ・委員長より審査会委員にパワーハラスメントのレクチャーを行った。

【第2回審査会】（令和6年10月23日開催／委員全員出席／途中から非公開）

- ・議事に先立ち、「審査請求時以降に辞職された議員を審査対象とすることができるのか否か」を追加議題とし、各委員より意見交換の後、委員長以外の委員全員（※委員長は採決に加わらない）が挙手され審査対象とすることに決定した。
- ・議題1として、事務局より今後の進め方について説明を行った。
- ・議題2として、審査会参考人等について協議するにあたり、会議を非公開とした。
- ・聴取の対象は、審査対象である今城克啓元議員（以下「審査対象議員」という。）とパワハラを受けたとされる職員（以下、「事務局職員」という。）、当時に議場または議会事務局事務室に居合わせたとされる市職員5人の計7人と決定し、10月29日または、11月7日のいずれかで聞き取りを行うこととした。
- ・審査対象議員とは、スケジュール調整が難しいため、予備日として、10月31日と11月5日、6日も候補日とした。
- ・審査対象議員には、可能な限り弁明の機会を持つことが必要であるとするが、出席がない場合は、質問状送付を検討することとした。

【第3回審査会】（令和6年10月29日開催／委員全員出席／途中から非公開）

- ・議題1として、会議の非公開を決定した。
- ・議題2として、事務局職員と市職員2人からの当時の議場や事務局事務室の状況、発言の状況などの事実確認を行い、市職員がどの様に感じ、受け止めたのか等について聴取し確認した。
- ・議題3として、審査対象議員との出席調整状況を事務局より説明した。審査対象議員は10月、11月中の出席は難しく、12月以降での聴取にして欲しいとの意向であった。委員会は、弁明の機会を11月30日までとするので、出席可能な日を審査対象議員に提示いただく、可能日の提示がない場合は、質問状を送付し、これへの回答を求めることとした。
- ・質問内容を11月12日までに各委員で作成することとした。
- ・次回の第4回審査会では、残りの市職員3名の聴取をするので非公開対応とすることを決定した。

【第4回審査会】（令和6年11月7日開催／委員全員出席／非公開）

- ・議題1として、市職員3人からの当時の議場や事務局事務室の状況、発言の状況などの事実確認を行い、市職員がどの様に感じ、受け止めたのか等について聴取し確認した。
- ・審査対象議員との出席調整状況を事務局より次のとおり説明した。
11月1日に「高島市議会政治倫理審査会への出席可能日の確認について」の依頼文を携え、事務局職員2名が審査対象議員を訪問したが、依頼文は受け取られなかったため帰庁した。11月5日にEメールにて審査対象議員に送信するとともに郵送を配達記録で行った。
- ・審査会の方針について、審査対象議員には、11月30日までを期限として、出席または質問状への回答を求める方針とすることに決定した。
- ・産業建設常任委員会（以下「産建委員会」という。）の委員会中および暫時休憩中の音声記録（会議録システムの不測の動作不良時に備え、議場では、議会事務局次長席上にてICレコーダーにより録音しているもの）の確認を次回に行うこととした。

【第5回審査会】（令和6年11月12日開催／委員全員出席／途中から非公開）

- ・議題1として、会議の非公開を決定した。
- ・議題2として、争点および今後の方針の整理を行うにあたり、審査対象議員から出席可能日は、第1希望日が11月27日、第2希望日が11月26日であると11月11日にEメールで連絡があったことを受け、11月27日を第6回の審査会の開催日とし13時から聴取を行う方向で審査対象議員と再調整を行うこと、当該会議を非公開対応とすることを決定した。
- ・ICレコーダーの音声記録を再生し委員に確認いただいた。
- ・議題2として、争点および今後の方針の整理について、各委員より現時点での意見を述べていただいた。
- ・審査対象議員への聞き取りの後の審査会日程について、12月4日、12月19日を予定とする旨の調整を行った。

【第6回審査会】（令和6年11月27日開催／委員全員出席／非公開）

- ・議題1として、審査対象議員からの当時の議場や事務局事務室の状況や、発言の状況などの事実確認を行い、審査対象議員がどの様に感じ受け止めたのか等について聴取し確認した。その後に審査対象議員から弁明が行われた。
- ・福井節子議員（産建委員会委員長）（以下「産建委員長」という。）への聴取を12月4日の第7回審査会で行うことに決定した。
- ・第7回審査会を非公開対応とすることを決定した。

【第7回審査会】（令和6年12月4日開催／委員全員出席／非公開）

- ・議題1として、産建委員長からの当時の議場や事務局事務室の状況や、発言の状況な

どの事実確認を行い、産建委員長がどの様に感じ受け止めたのか等について聴取し確認した。

- ・前回の審査対象議員からの聴取において、事務局職員に対して謝罪の経過の説明があったため、事務局職員に確認するべきかを追加議題とすることを決定し、即時に事務局職員に出席を求め確認を行った。
- ・議題2として、事情聴取に基づく具体的事実の認定を行った。採決では、委員長以外の委員全員（※委員長は採決に加わらない）が挙手され決定した。
- ・議題3として、政治倫理条例第3条の規定に違反する具体的事実の認定を行った。採決では、委員長以外の委員（※委員長は採決に加わらない）6人中5人が挙手され、賛成多数で決定した。
- ・議題4として、高島市議会の人権ハラスメント事案に関する課題等の意見交換を行った。

【第8回審査会】（令和6年12月19日開催／委員全員出席／非公開）

- ・審査結果報告書（案）を確認した後、決定し、審査を終了した。

3. 審査請求者の意見等の要旨

令和6年5月10日に福井市長から廣本議長に対し、市議会議員の職員に対する行為等に関する申し入れが行われ、内容を確認したところ、これが事実であれば、あつてはならないことだと、これは厳正に対応しなければならないということが、まず一つである。

しかしながら、当時、御本人の審査対象議員は、抗議をしただけで大きな声で詰問などしていないし、脅すような発言もしていないと主張をされ、申し入れをされた事務局職員と全く主張が違う状況であった。

福井市長からの申し入れには、事実確認を調査しその結果に基づき厳正に対応されたいと書かれており、さらには、現職の職員が議員に対しパワーハラ事案を申し入れされるということは、相当な覚悟と勇気の要る行動であると考えることから、これはしっかりとした機関で事実確認をする必要があると考えた。

なお、審査対象議員は既に辞職をされているが、本事案が理由で辞職をされたものではなく、辞職をされる時にも本事案に対しまして事実ではない、事実を歪曲されていると主張をされました。事務局職員は現在も仕事を続けており、今後も職員として仕事を続けていくためにも、しっかりと事実確認を明確にする必要があると考えたことから、この度の政治倫理審査会の請求をさせていただいた。

4. 条例第3条7号該当性に関する各委員の意見の要旨

パワーハラ防止法によると、職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であつて、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものとされている。

以下は、これを踏まえた委員長を含む各委員の意見である。

- 審査対象議員が全体を通して言われたことに対しては、一時的なもののパワーハラスメントではなかったか。継続性はないが、一時的にパワーハラスメントと感じられるような行為があったのではないか。

本来、議員のあり方としては職員よりもひとつ上の立場だと思う。職員は、大概、選挙を経て議員になっていることを自覚しておられると思う。それを思うと、議員というのは、しっかりと発言する義務はあるのではないか。その中で、今回の発言に至った発端を作られたのは、事務局職員ではないかなという思いがある。ただ、それを執拗に何回も抗議に行っていることに関しては、確かに、パワーハラスメントになるなということがある。

- パワーハラスメントは、3つの要件が全て満たされた場合に限ると思う。要件③の「就業環境が害されるもの」これは、精神的、肉体的苦痛だと思う。例えば、精神を害されて病院へ行って診断書をもらって休職したとか、今回の事例では見受けられなかった。それが、一番のパワーハラスメントではないと判断した理由である。

もう1点は、長時間には該当せず数分程度であることで、これを繰り返し行うということが、この日はあったとしても、全体としては当たらないと、判断させていただいた。

- 結論としてはパワーハラスメントに当たると思う。

ただ、違法といった損害賠償の程度のレベルまでのものがあったとは認められないと思われる。

要件①の「優越的な関係を背景とした言動」では、議員と職員の関係性は、議場で代表者として働かれる方と、それをサポートする方との立場で、職種は違えども優越的というか上下関係はあったというところで、①の要件を満たすと思う。

要件③の「就業環境が害される」では、ガイドラインにも書いているとおり、1回でも就業環境を害する場合もあり、全体を通して、一度抗議しているのに、もう1回、わざわざ部屋まで追いかけて抗議をしたとか、事務局職員も、もう議長に言ってくださいと言っているのに、自分の思いどおりの回答が出るまで質問を続けようとしたのは、審査対象議員も繰り返し同じ質問をしたとあるので、それは少しやり過ぎだったと思う。そのあたりも含めて、事務局職員は、嫌な思いをしたっていう話があるので、③にも当たる。

要件②の「業務上必要かつ相当な範囲を超えている」かどうかにつき、そこまで事務局職員の言った発言自体が、不当だったとも思えないので、それに対して、何回も自分の希望のするような回答が得られるまで、質問を続け抗議するのは、少し不当だった。ニュアンスとしても、怒ったような感じで詰め寄ったというところもあるので、その辺もあわせて、限度を超えたのかなと思う。

- 委員会暫時休憩中での抗議の場面は、少しどうかと思うが、委員会終了後の議会事務局事務室での抗議の場面では、パワーハラスメントの条件を3つとも満たしているで、パワーハラスメントであると思う。

- 3つの要件、全てに該当すると思うのでパワーハラスメントと認定すべきである。議員

という立場であるが、明らかに職員のほうが一步引いて接する、そういうイメージで接してくれているのを私も分かる。今回の抗議は、それを超えた言動だと思う。

今回の原因以外でも電話をしたという審査対象議員の発言もあった。それは、議員として圧力をかけた電話というふうにも内容からも思う。

また、謝罪をしましたとあるが、事務局職員からの確認を踏まえると、明らかにについての謝罪であって、それも議員という立場を利用して事務局職員に来てくださいということを言えるのであり、普通の人だったら、とても言えないと思う。そういうことを含めて、パワーハラスメントと認定をすべきと思う。

- 委員会暫時休憩中、委員会終了後の議会事務局事務室での抗議の場面を踏まえパワーハラスメントにあたると考える。

要件①の「優越的な関係を背景とした言動」は、現実的には、職員は一步引いて接していると、議員のほうが優越的な、精神面ではそういう関係はあるのだと思う。

要件②の「業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」は、その日のうちに議場の会議中にも言い、休憩中にも言い、それでも気持ちが収まらずに、事務局の部屋まで行って言い、これは、少し度を超えていると思う。

令和5年8月の電話の事案で、事務局職員が家族もいる中で電話があり、30分ぐらい話を一方的に受け、それがフラッシュバックしてくるという話もあったので、精神的苦痛を負われていることを感じた。

要件③の「就業環境が害される」は、議場の開会中、休憩中と周りに職員や傍聴者がいる中で抗議なり叱責をされている。された側からしたら、すごく恐怖というか、不快な思いだけでは、とどまらない感情、心に傷を持たれたことは推測される。事務局職員が議員の立場を利用して過剰な攻撃をされたと感じたと、恐らくそれぐらいの心の傷つき具合だったと、そして、議長への提案も聞き入れてもらえず、逃げ場がない、追い詰められている状態の中、その時間としては5分程度とのことであるが、ずっと言われていると、長く感じられるものだったと思う。

審査対象議員は謝罪したと、そのつもりでおられるっていうことは、ご本人さんも、少し言い過ぎた、やり過ぎたなという、ご自覚があったと思われる。

そのようなことがあった以上は、パワーハラスメントと認定していいかと思う。

- 要件①については、事務局は、議員を補佐する立場であり、議員との関係は構造上、優越関係があると考え。

要件②の「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」言動であるかについては、発端となった事務局職員の発言自体、評価が分かれるところであるが、多少その言い方、発言内容につき不適切なところがあったと考える。審査対象議員に聞こえないように発言するとか、発言の内容としても、産建委員長に対して具体的な指示をするような発言が適切であった。

これに対し、審査対象議員が、1回限りの指導、注意ということであれば問題ない。けれども、それを超えて業務上の指示ではなく、また業務上その必要がないにもかかわらず、

注意、叱責を繰り返し行っていることから、総体的にみて、その指導の範囲の程度を超えていると考える。また、事務局室内では、他の職員もいる前で大きな声で叱責しているということも、態様が良くない。

要件③の「就業環境が害される」という点につき、事務局職員が議長に言ってくださいとの提案を審査対象議員が断っていることから、事務局職員としては、相談できる場所がないと考え、今後の自身の置かれる環境を危惧や心配になる、ということも理解できる。

以上から、パワーハラスメントに該当するのではないかと考える。

以上